

東日本大震災により 被害を受けられた方へ

～税務署からのお知らせ～

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の一部を改正する法律などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた方等は、次のとおり所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

1 住宅借入金等特別控除の特例

東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなつた方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。また、東日本大震災によつて居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と再取得等をした住宅に係る住宅借入金等特別控除は重複して適用できませんこととされました。

2 雑損控除の損失額の計算等における対象期間の延長の特例

災害関連支出については、年内に支出したもののが雑損控除の対象となります。また、東日本大震災による「確定申告時期は税務署の相談会場が大変混み合います。特に本年は、東日本大震災により被災された方からご自宅にいながら確定申告書等を作成（24時間利用可）できます。

4 復興特別区域に係る税制上の特例措置

復興特別区域に係る税制上の特例措置として、①認定地方公共団体の指定を受けた方が、復興産業集積区域内の事業所で雇用する被災者等に対して給与等を支給した場合の所得税額の特別控除、②認定

本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年内に支出されるものが対象とされました。

3 雑損失の繰越控除等の要件の改正

雑損失の繰越控除等の適用を受ける場合は、①損失が生じた年分につき、原則として、その損失に関する事項を記載した確定申告書を確定申告期限までに提出していること、②その翌年以後の年分につき、連続して確定申告書を提出していることが、その要件とされていましたが、①の要件についても適用を受けることができるようになりました。

地方公共団体の指定を受けた方が、復興産業集積区域内において、開発研究用資産の取得等をして、これを復興産業集積区域内において、開発研究の用に供した場合の開発研究用資産の特別償却等、④相当数の住宅が滅失した地域の居住の安定の確保に寄与する事業を行なう者として認定地方公共団体の指定を受けた方が、復興居住区域内において、被災者向けて優良賃貸住宅を取得などして、これを賃貸住宅供給事業の用に供した場合の被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等が措置されました。

6 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

特定激甚災害地域内において、被災者向け優良賃貸住宅を取得などして、これを賃貸の用に供した場合には、その用に供した場合には、その被災者向け優良賃貸住宅の償却費を割増償却できることとされました。

7 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の所得控除

復興指定会社により発行される株式を、その発行の際に払込みにより取得した場合に、おいて、その株式の取得に要した金額については、寄附金控除を適用できることとされました。なお、東日本大震災により被災を受けた方は、特例により、平成22年分所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で確定申告などの手続を行なうことにより税金の還付を行なうことになりました。

～宮城県及び県内市町村・南三陸町からのお知らせ～

○被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、住民税、固定資産税、不動産取得税等の地方税について、次のような軽減措置等を受けられます。

県税

○被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により被災された方からご自宅にいながら確定申告書等を作成（24時間利用可）できます。

○確定申告はお早めに

毎年、確定申告時期は税務署の相談会場が大変混み合います。特に本年は、東日本大震災により被災された方からご自宅にいながら確定申告書等を作成（24時間利用可）できます。

○被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により被災された方からご自宅にいながら確定申告書等を作成（24時間利用可）できます。

○住宅や家財などに損害を受けた場合の個人住民税の軽減措置

震災により住宅・家財・自用車などに損害を受けた方は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより個人住民税の軽減を受けることができます。この軽減措置は、所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。

○警戒区域内の農用地に代わる農用地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

警戒区域内の農用地（警戒区域内農用地）に代わる農用地を、警戒区域の解除日から3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合において、そ

○津波被災区域内の土地及び家屋に係る固定資産税の特例措置

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として指定した区域内の土地・家屋には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、土地及び家の使用状況、当該区域及び周辺の社会資本の復旧状況などを勘査して、課税することが適切として指定した土地・家屋については、2分の1減額課税又は課税となります。

■還付申告は1月から受け付けしています

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。が、還付申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

平成23年分所得税の確定申告は、2月16日（木）からの受け付けとなります。が、還付申告については、1月から申告をすることができます。自分で申告書に記入して郵送

■問い合わせ先

気仙沼税務署個人課税部門

☎ (22) 6780

電話をおかけになる場合は、自動音声の案内に沿つて番号を選択してください。

①損壊等した住宅家財等の取扱い（対象となる費用の例）

いて、東日本大震災によって実質的に事業の用に供することができなくなつたものも対象資産であることが明確化されました。

東日本大震災によつて、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却が実質的に事業の用に供することができなくなつたものも対象資産であることが明確化されました。